

寄宿舎教育研究の動向と課題

—多様な心身の発達困難を有する子どもの視点から—

○小野川文子
(名古屋大学)

高橋智
(東京学芸大学)

KEY WORDS : 寄宿舎教育、心身の発達困難、生活支援、発達支援

1. はじめに

特別支援教育の制度から10年が経過し、今後、さらに共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のために特別支援教育の充実発展が求められている。例えば、小・中学校の不登校は122,897人、前年度比3,280人の増加（平成27年度学校基本調査）、さらに心身症や精神疾患の子どもの増加や深刻なじめや自殺も後を絶たない。児童虐待も調査以来過去最多を更新し続け、全国の児童相談所が2015年度に対応した児童虐待の件数（速報値）が10万人を突破し103,260件（前年度比116.1%）となった。

本報告では、多様な心身の発達困難を有する子どもの実態を先行研究から明らかにし、生活教育を通して障害や病気のある子どもの発達を保障し、家族支援も含めた実践を展開している寄宿舎教育の新たな役割について考察する。

2. 多様な心身の発達困難を有する子どもの実態

全国の児童養護施設には、子ども虐待という複雑なトラウマを抱えた子どもが7割前後占めている（杉山：2011）。また、藤原（2013）は「虐待事例における障害をもつ子どもの比率と養育者自身が障害を有している割合の高さが明らかとなった」として虐待と障害の関係性を指摘している。松本ら（2013）の調査でも虐待の要因として、多くの家族が経済的困難と社会的孤立状態であったこと、養育者の4割がメンタルヘルス上の問題があり2割が知的障害であったこと、6割の世帯に被虐待児やきょうだいに障害があったことが明らかとなり、それらが複合的に重なりあっていることが指摘されている。

少年院に入所する子どもたちの実態では、発達障害の未診断・未治療や劣悪な家庭環境が大きく影響していること（北ら：2008、高橋：2014・2015、内藤ら：2015a・2015b、高橋ら：2016）、環境要因・不適切な対応の結果として非行に至る事例が少なくないことが明らかとなっている（小野川ら：2016）。

さらに大賀ら（2014）の調査では、情緒障害短期治療施設の全37施設の入所児童の7割以上が被虐待児童であり、他の児童養護施設や児童自立支援施設等の施設入所児と比較すると精神障害の疾患、養育が困難になった児童が入所している割合が高いことや、身体疾患・障害をもった児童も他の施設に比較して高い割合を占めている。

このように、今日の社会的格差や貧困の広がり、地域からの家庭の孤立など、子どもを取り巻く厳しい社会状況が彼らの生活基盤を脅かし、健全な発達を阻害していると言える。不適応等の問題が顕在化する前に、子どもたちに安心・安全な生活を保障し、早期からの介入が必要である。とりわけ、障害や病気のある子どもの場合は、より深刻な影響をうけることになることから、生活支援と発達支援の両面からの支援が不可欠だと考える。

3. 寄宿舎教育の役割と課題

特別支援学校に設置されている寄宿舎は、生活教育を通して病気や障害のある子どもの発達を保障し、家族支援も含めた実践を展開している。安心・安全な生活の保障、友だちとの関わり、共依存の親子関係の再構築と精神的自立、生活技術の獲得など、障害

児の自立に必要な発達の獲得において、寄宿舎が大きな役割を果たしている（小野川・高橋：2012・2013・2016）。

しかし特別支援教育への移行に伴い、寄宿舎の縮小・統廃合が加速しているように見える。2007年度の都道府県立特別支援学校835校（本校・分校）のうち寄宿舎併設校は319校（設置率38.2%）、2016年度は特別支援学校943校のうち寄宿舎併設校294校（設置率31.2%）と減少し続けている。とりわけ知的障害・肢体不自由・病弱特別支援学校の設置率は14.1%と低下は著しい。

また、2010年「障がい者制度改革推進会議」では「自己の生活する地域社会で教育を享受」「親からの分離を禁止」を定めている障害者の権利条約から、寄宿舎の設置規定の是非が議論の俎上にのぼっている。これまでの「通学困難」のための寄宿舎から脱却し、障害や病気の子どものはじめ、生活支援・発達支援を必要とする全ての子どもたちを視野に入れた寄宿舎教育のあり方を創造する時期にきていると思われる。

杉山（2009）は「家庭の子育て機能が不十分なとき、代替する公的機関は学校しかない。すでに学校は家庭に代わる子育ての機関として、その機能を働かせつつある」また学校に「特別支援教育が可能な、専門性の高い教師を増やす方が有意義」と述べている。さらに日本型社会的養護として「地域の中核となる小学校に、10人程度のグループホーム寄宿舎をつくる」という大胆な提起を行っている。

寄宿舎教育の優位性を、多様な心身の発達困難を有する子どもを含めて、寄宿舎教育を必要とする全ての子どもたちに広げていくための議論がすくよくよく求められている。

文献

- 藤原理佐（2013）虐待事例に表れる障害と貧困—家族の脆弱性という視点から—、『大原社会問題研究雑誌』657。
内藤千尋・高橋智・法務省矯正局少年矯正課（2015）少年院における発達障害等の特別な配慮を要する少年の実態と支援に関する調査研究—全国少年院職員調査を通して—、『東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ』66。
小野川文子・高橋智（2012）病弱特別支援学校寄宿舎における病気の子どもの「生活と発達」の支援、『SNEジャーナル』18(1)。
小野川文子・田部絢子・内藤千尋・高橋智（2016）子どもの「貧困」における多様な心身の発達困難と支援の課題、『公衆衛生』80(7)。
大賀政昭・筒井孝子・東野定律（2014）情緒障害児短期治療施設入所児童に提供されるケア内容の実態、『経営と情報：静岡県立大学・経営情報学部研究紀要』27(1)。
杉山登志郎（2009）『そだちの臨床—発達精神病理学の新天地』日本評論社。
高橋智（2014）矯正教育と特別支援教育の連携・協働の課題—全国少年院発達障害調査（法務省矯正局少年矯正課との共同研究）を通して—、『矯正教育研究』59。
(ONOGAWA Fumiko, TAKAHASHI Satoru)